

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	特定退職金共済団体である一般社団・財団法人が受け取る利子等の非課税措置				
税 目	所得税（第 1 1 条）				
要 望 の 内 容	<p>所得税法施行令第 7 3 条の要件を備えるものとして税務署長の承認を受けた「特定退職金共済団体」である一般社団法人又は一般財団法人が支払いをうける所得税法第 1 7 4 条各号に定める利子等については所得税を課さないこととする創設。</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1489 943"> <tr> <td data-bbox="874 846 1220 943">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 846 1489 943">▲1,338 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1,338 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1,338 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 勤労者の福祉の増進</p> <p>(2) 施策の必要性 特定退職金共済団体が受け取る利子等は、勤労者が将来受け取る退職金の原資として積み立てられるものである。</p> <p>現在、特例民法法人が特定退職金共済団体である場合には、その受け取る利子等については、非課税とされてきているところであり、これが一般社団法人又は一般財団法人に移行した場合においても引き続き非課税とすることにより、特定退職金共済事業の円滑な運営を図る必要がある。</p> <p>※ 特定退職金共済団体：所得税法施行令第 73 条 「市町村（特別区を含む。）、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする一般財団法人又は一般財団法人その他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人」で一定の要件を満たす団体</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		市町村・商工会議所等が特定退職金共済団体である場合には、その支払を受ける利子等が非課税とされているところであり、特定退職金共済団体である「特例民法法人」が「一般社団法人又は一般財団法人」に移行した場合においても同様な措置を講じることにより、制度を利用する法人の勤労者間の公平性を確保することになり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—